

令和 8 年第 2 回中津川市議会(定例会)

委 員 会 提 出 議 案

令和 8 年 3 月 2 7 日

議第37号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月27日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 吉村 俊廣

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教民生委員会の項中「市民保険課」を「市民課、国保年金課」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定に基づき設置された各常任委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されている者は、引き続きそれぞれ改正後の同名称の各常任委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例による改正前の委員会条例の規定により選任された委員の任期とする。